

東京都総合環境アセスメント試行審査会
(第7回)

平成13年2月14日(水)
都庁第一本庁舎33階 N6会議室

小島課長 まだ全員お見えになっていませんけれども、定刻になりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、約10人ほど傍聴の申し出がございます。

清水会長 皆さんおはようございます。早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますが、本日の議題等で、特に非公開にすべき事項がありますでしょうか。

小島課長 特にないと思われます。

清水会長 それでは会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望する方がおられますので、傍聴人の数を会場の都合から、20名程度としたいと思います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

清水会長 それではお待たせいたしました。ただいまから第7回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。委員の皆様にはどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本日は、会議次第にございますように、第1分科会からの報告を受けまして、その内容についての審議を行うことにいたします。

第1分科会の皆様には、このたびの試行対象計画である都市計画道路放射5号線三鷹3・2・2号線の環境配慮書の内容についての検討と、その取りまとめを付託させていただきます。

昨年10月10日の第6回審査会におきまして、その検討の経過報告をいただいておりますが、このたび第1分科会としての報告をまとめていただいたようですので、その内容について説明を受けることにいたします。

なお、第1分科会におきましては、昨年4月に検討を付託させていただいて以来、私や大崎副会長も随時参加をさせていただきましたが、亀山座長をはじめ委員の皆様、項目検討委員会の皆様には、検討を行っていただきましてまことにありがとうございました。

それでは、第1分科会座長でいらっしゃる亀山委員からご報告をいただくことにいたします。

亀山座長、よろしくお願ひいたします。

亀山第1分科会座長 それでは第1分科会からご報告いたします。

初めに、第1分科会における審議の経過についてご報告いたします。

第1分科会におきましては、このたびの環境配慮書の内容検討の付託を受けて以来、計3回の分科会を開催いたしました。

分科会では、都民の意見書及び関係区市長の意見の内容、各委員の皆さんに、昨年

の8月から継続して進めていただきました項目検討、さらに昨年10月10日の第5回総合環境アセスメント試行審査会における第1分科会からの経過報告に対する審議の内容及び、昨年10月27日と30日に行いました都民の意見を聴く会での意見、さらに12月15日に行いました実施主体の意見を聴く会での意見などを踏まえつつ、各委員、専門員の皆様のご協力を得ながら慎重な審議を重ねてまいりました。その検討結果につきましては、資料1によりましてご報告申し上げます。

これにつきましては事務局からご説明をお願いします。

大坪副参事 それでは資料1につきまして、ご説明させていただきます。

最初に「審査にあたって」と、これは審査についてのスタンスの点でございます。

それから、構成は、大きくわけて、5点ほどございます。

1点目が「計画案の説明について」でございます。2点目が「予測・評価について」、3点目が「環境面からみた計画内容への意見」、4点目が「計画策定にあたって」ということで、これは主に基本的には実施主体側に向かいまして意見を言うところでございます。そして5点目「その他」でございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず1点目。「審査にあたって」でございます。これは先ほども少し申し上げましたが、基本的なスタンスの問題でございます。

まず、時代背景を踏まえた現状認識について、ここでは述べたいという点がございます。現在は「環境の時代」になってきているということでございます。いままでの開発・経済性を優先し、一般的に環境に負荷をかけすぎた経緯を経てきているわけですが、現代ではより環境を重視するような時代になってきているという認識でございます。

そのような点につきましては、大きな価値観の変化が当然あるということでございますが、それは、たとえば道路公害訴訟の判例が尼崎と名古屋のほうでございましたが、そういう判例に見るまでもなく、重要な都市施設である道路といえども、公共性というのみでは対処できないような状況だという点を認識しているわけでございます。

一方、こういう時代背景の中で、非常に高度な、高密な都市を構成している首都東京の都民として、どのようなかわり合いが持っていられるのかというような点についても述べたいということでございます。

そうして、それらを踏まえて、当審査会ではどのような観点といたしますか、視点を持って臨むのかという点でございますが、やはり環境保全の重要性というような点についてしっかりと認識した上で意見を言っていくということになると思います。

当然ながら、現在諮問されている道路が開通すれば、その環境変化といたしますか、環境の影響が生じるのは必然だろうと。やはり都民の皆さんの健康あるいは緑豊かな環境、文化遺産への配慮など、環境保全は住民にとってきわめて重要な問題だと。可能な限り、これらを最大限重要視する必要があるのではないかとということでございます。

以上の点を基本的なスタンスとして据えまして、今回の検討の基本的なスタンスというふうにしたいということでございます。これが「審査にあたって」の部分でございます。

以下、本論に入っていきます。2「予測・評価」というところから、右側の4番の「計画策定にあたって」までを一応本論のような形で構成を考えております。

最初に1点目。計画案の説明についてでございます。

この計画案の説明については、実施主体の意見を聴く会等でもまた詳しく説明を受

けましたが、資料にありますように、事業の必要性、計画策定のプロセス等の説明の充実を求めたいということでございます。

当然ながらご承知かと思いますが、計画段階の環境アセスメントにおいては複数案の提示と、その比較検討が最も重要だと、総合アセスメント制度の中では位置づけをさせていただいております。社会経済的要素を直接の評価の対象としない総合アセスメント制度においては、提案されている複数案が策定された経過や理由が、より丁寧に説明される必要がある。つまり、配慮書では、計画案の社会経済的要素等を踏まえた事業の必要性についてより丁寧な説明が必要であったこと。

それからもうひとつは、配慮書では、さらに絞った検討のプロセスについてより丁寧な説明が必要であったのではないかとということでございます。

これらについては、先ほど申し上げましたように、実施主体で、さらに審査会としても確認をさせていただいておりますが、計画策定の際には、都民の皆さんがより理解しやすいよう、同じような説明を再度、また、よりわかりやすい説明ももちろんでございますが、実施していただきたい、そういうふうにしていただく必要がありますということでございます。

それから、2点目が「予測・評価について」でございます。

この内容は大きく2つに分けておまして、1つは、現在定めております環境配慮技術指針並びに環境配慮ガイドライン、これとの適合性の問題でございます。それともう1点が、玉川上水そのものの評価についてという点でございます。

まず最初に、環境配慮技術指針と環境配慮ガイドラインとの適合性でございます。これにつきましては、予測・評価項目の選定及びその予測・評価についてはおおむね妥当ということでございます。それから、3案の比較検討の手法としましてもおおむね妥当ということでございます。

次に、玉川上水の評価でございますが、玉川上水につきましては、まず東京都の施策の方向性、これは昭和57年でございますが、史跡指定をめざすということでも明らかになっております。ここをしっかりと認識する必要があるという点でございます。

それともう1点。玉川上水は、現在はまだ文化財には指定はされておりませんが、その土木遺構としての価値が、史跡・文化財に準ずるものとして取扱う必要があるのではないかとということでございます。

それから次、この土木遺構としての十分な調査、それから予測評価、これについては適切に配慮書ではなされていないという点がございます。

それから、玉川上水の評価に関しましては、将来、道路が整備されることに伴いまして自動車走行がございまして、この振動が、この土木遺構に与える影響、これも適切な対策が必要ではないかとということでございます。

それから大きい3点目。「環境面からみた計画内容への意見」ということでございます。各案をそれぞれ評価と課題という形でまとめ、そして各案の相対評価をするということでございます。

まず各案それぞれの評価をするに当たりまして、基本的にはどういう視点を持つかというところの整理でございまして、その前提として、計画地の現況、これは玉川上水の存在など、比較的閑静な住宅街であるという点を認識しております。

それから、本計画の実施に当たっては当然に、十分な環境配慮がなされるべきということでございます。

以上を踏まえまして、A案につきまして評価をしますと、A案につきましては、都市計画決定の範囲の中でといたしますか、都市計画決定の幅員そのもので、土木遺構としての玉川上水をそのまま保全する。その玉川上水及びその緑地空間を挟み込む

形で、道路が両側2車線ずつ、それからさらに外側に歩道部を設けるという案でございます。当然、歩道部には、築堤による緩衝帯を設けるというものでございます。

このA案につきましてのコメントは、4点ほどございます。まず1点目が、現在の玉川上水及びその緑地空間に影響が生ずる可能性があるという点がございまして、たとえば植生や小生物への影響という点で、やはりすぐわきを両断面で4車線、2車線ずつ4車線がすぐわきを通るということで影響が生ずる可能性があるという点でございます。そのため、2点目。可能な限り玉川上水及び緑地空間保全のための処置を講ずることが当然必要になってくるということでございます。また、併せて、玉川上水の素掘りの水路を保全するための対策として、現在、コンクリートで固められている部分もございまして、当然素掘りのままの状態のところもございまして、ここへの影響を検討する必要があるということでございます。

次に、3点目。沿道への配慮といたしましては、築堤の形態や樹種等への配慮も必要だということでございます。

4点目は、玉川上水へ接近するといいますが、アクセスする方法、これの配慮も必要だということでございます。

次にB案についてでございます。B案は、土木遺構として玉川上水をそのまま保全し、A案に比べ、沿道側及び玉川上水側に緩衝帯をより広く設け、沿道側及び玉川上水の緑地空間への影響の軽減を図る計画案ということでございます。

これについては4点ほどコメントをさせていただきます。

1点目。玉川上水周辺の緑地空間に広く設ける緩衝帯の設置は、玉川上水内の自然系項目の植生、小生物、生態系などの影響の低減については効果がある。

2点目はA案と同様でございますが、可能な限り、玉川上水及び緑地空間の保全のための処置を講ずることが必要である。A案に比べ、玉川上水の両わきに3.5メートルのより広い緩衝帯が設けられるんですが、玉川上水の素掘りの水路を保全するための対策の検討、必要なか必要でないのかという点でございますが、これの検討も必要ということでございます。

3点目でございますが、これもA案と同じですが、沿道への配慮としては、築堤の状態や樹種等についても配慮が必要ということでございます。

4点目、玉川上水へのアクセス性についても配慮が必要。これもA案と同じでございます。

それからC案でございます。C案は計画案については、土木遺構としての価値がある玉川上水を消失させる案であり、都の歴史環境保全地域指定の趣旨及び景観基本軸の指定の趣旨に合致しない計画案ということでございます。

1点目。公害系の項目、たとえば騒音とか振動でございますが、それらの沿道への影響低減効果がある。これは歩道部が、緩衝帯を含めて15メートル設ける予定でございますので、影響低減効果があり、新たな緑地空間、親水空間等の創造も図るものであるが、先ほど案について説明しましたように、都の歴史環境保全地域の指定の趣旨と合致せず、また、景観基本軸指定の趣旨とも合致しない可能性があるのではという点でございます。

ここで、事務局側の立場で、少し補足で説明をさせていただきたい点がございまして、

それは前回1月25日の第1分科会で、この3案について、ある委員の方から、教育庁がどのように見ているのか、そこをちょっと確認をしていただけないかというご質問といいますが、ご要望がございました。

それで教育庁側に確認をしまして、現在のところ、正式な教育庁側の見解というも

のにつきましては、計画が定まってない以上は詳細にはご回答はできませんというのですが、今回の3案の基本的な標準の断面、これだけにつきましてご回答といえますか、現在の認識をいただきましたので、この席で少々ご報告をさせていただきたいというふうに考えています。

その内容につきましては、3案が採用可能な案として提案されることは事前に聞いてはおりましたが、当然、教育庁としては、将来の文化財指定をめざすわけですので、史跡保存上の観点から、現在の現状認識といえますか、それらの披瀝がございまして、一応A案よりはB案のほうが望ましいと。C案につきましては、史跡保存上問題があるという現状認識でございました。

この点についてさらに専門の先生方とも相談しなければという、このような見解でございました。

事務局の立場からの補足説明でございました。

引き続きまして第1分科会の報告へ戻りますが、次に、これら3案の相対評価でございまして。

当然評価をする以上は、どういう視点といえますか、観点到って物を申すのかという点がございまして。

環境面ということだけに限りましても幾つか、やはり視点があるということでございます。

まず最初は、やはり騒音とかエネルギーなど、沿道環境への保全をより重視した公害系の環境影響という点が当然ながら1つある。

次の視点というのは、当地に現存する緑地空間の保全、これをより重視した自然環境への影響の視点がございまして。

さらに、ここの場所の特色であります、先ほど来申し上げている玉川上水の保全という、史的価値の保全からの視点がございまして。

そして最後でございまして、4点目でございまして、新たな緑を創造していくという視点も当然あるんじゃないだろうかということでございます。

これら4つの視点に、それぞれ3案がどのようにかかわってくるのかということと比較検討がされるわけでございます。

当然マトリックスのような形で、12の、それぞれ意見なり比較評価が出てくるということになるわけでございます。

今回、第1分科会といたしましては、そういう4つの視点がございまして、やはり当計画地の地域概況といえますか、それを踏まえまして、玉川上水が存在し、史跡指定をめざしていること、それから、玉川上水周辺に豊かな緑地空間が現存しているということ、さらにその後背は比較的閑静な住宅地であるということから、現存する自然環境への影響及び史的価値の保全を、そういう点からより重視するといえますか、重きを置いて、各案の相対評価を行いました。

その結果でございまして、A案よりB案のほうが、環境への影響を低減できるという点がございまして。

それからもう1点、C案は玉川上水の歴史的環境保全地域の指定等の趣旨と合致しないという点でございまして。

理由としては、B案の道路断面構成の基本パターンはA案と同じだが、歩道側、玉川上水側により広い緩衝帯が設置されていること。それから、そのために、現存する玉川上水の自然系の植物、動物、生態系などへの影響緩和については、現在の玉川上水の両側3.5メートルに設けられる緩衝帯は効果があるということでございます。

それからC案については、玉川上水を暗渠化してしまいます。その周辺に現在ある緑地空間の損失は、都の歴史環境保全地域の指定等と合致しないというものでございます。

これが大きい3点目、「環境面からみた計画内容への意見」でございました。

次に、大きい4点目。「計画策定にあたって」でございまして。その前に、申しおりましたが、実は本日欠席になっております岡本委員のほうからファックスが入っておりますので、相対評価の点について報告させていただきたいと思っております。

お手元にもそれぞれ、岡本委員からのファックスを配付させていただいておりますが、岡本委員のほうからは、A、B、C案の相対評価、相互比較につきまして、「大気環境に関して相互の相違点を評価できる予測手法を使用していないので、比較が可能な予測手法の開発及び、その使用が望まれる」というようなご意見をファックスでいただいておりますので、ご紹介をしたいと思います。

4点目の説明に戻ります。「計画策定にあたって」という点でございまして。

これも大きく分けて2点ございまして、まず「計画策定にあたって」という点、それから、次が「条例アセスメント及び事業実施段階で配慮を望む事項」ということでございまして。

まず「計画策定にあたって」ですが、実施主体側で総合判断を行なうに際しましては、本答申、都民意見等を、社会経済的側面とともに十分考慮し、より環境に配慮した計画の策定に努められたいということでございまして。

それから、次が「玉川上水及びその緑地空間等への適切な対応」ということで、先ほど来から申しておりますが、玉川上水の史跡指定をめざしていること、歴史環境保全地域あるいは計画基本軸の指定の趣旨の再確認をしていただきたいという点、それから、都における既存の調査資料との十分な検討をしていただきたい。それから、玉川上水と調和した遊歩道や緑地など、より良好な空間創出等への努力をしていただきたいという点でございまして。

もう1点は、事業の必要性についてさらなる説明をお願いしたいという点でございまして。

計画段階でござますので、必要性については当然、さらなる詳しい説明をしていただきたい。これも非常に重要だということでございまして。

それから、計画策定にあたっては、事業の必要性、計画策定の経緯等にかかわるさらなる説明等により、都民の理解が得られるよう努力をしていただきたいという点がございまして。

これらの次の段階になりますものが、「条例アセスメント及び事業実施段階で配慮を望む事項」として、これも2点ほどございまして。まず緑地空間の整備保全等でございます。

これにつきましては沿道利用や、玉川上水及びその緑地空間の整備・保全方法について可能な限り対応していただきたい。

たとえば、玉川上水へのアクセスの点、それから玉川上水の史的価値保全のための対策、当然、これは自動車走行に伴う振動の対策という点も含まれるものでございまして。

それから緩衝緑地帯の整備・利用方法についての検討もしていただきたいという点、それから、玉川上水全般に対してのことなんです。当然、実施主体ではなくて、東京都全体に対しまして、玉川上水の素掘りの水路を保全するための対策の検討、あるいは玉川上水の緑地空間へのごみの不法投棄の問題、あるいは緑地空間そのものの整備・保全にかかわる住民の皆さんとの共同体制など、これらも行っていた

ければということでございます。

それからもう1点は、今回の道路を整備することによる間接的な影響ということでございますが、中央道との合流点の間接的な影響ということで、都民の皆さんからもかなり多くの意見が、この点について寄せられております。

計画段階の環境アセスメントの総合アセスは、これらの間接的な影響をどの範囲まで見るかについては、今後とも検討を要するという点がございます。本計画に関しましては、健康被害を懸念する住民の皆さんに配慮し、中央道との合流点などの地域についても環境影響地域として設定し、かつ、関係地域として設定することが望ましかったのではという点もございます。

このため、今回の対象案件につきましては今後、中央道との合流点、これは甲州街道との合流点もございますが、2の地域にかかわる予測・評価をしていくことが望ましいということでございます。

なお、これらの点については、技術指針の運用の検討といたしまして、今後も議論を行っていく必要があるという点でございます。

最後、5点目「その他」でございます。第1に、試行結果の有効活用ということでございまして、今回の放5等の道路が試行の対象となったことについて述べております。

手続面、技術面双方とも一部検討・調整すべき事項がある。同じく諮問されている制度の調整のほうでさらに検討を進める必要がある。

次、本対象は、本制度が想定する計画段階での環境アセスの典型パターンとは異なり、事業実施段階にかなり近いものであるという意見が多くある。しかし、制度の枠内には入っておりまして、東京都の主要道路のほとんどが都市計画決定済みであるという現状を踏まえまして、本試行事例を、今後の道路事業の現実的ケースとして前向きに位置づけ、活用することが必要であるという点でございます。

それから第2が、「制度の調整が必要と思われる事項」でございます。

1点目。「制度の実施時期・対象行為について」でございます。この点につきましては、まず総合アセス対象となる計画内容の熟度とその他の手続き、この関係がございまして、

これも非常に多く議論がなされた点で、実施主体からの意見を聴く会でも、こういう点についていろいろ議論が出ました。

たとえば総合アセスの配慮書に記載されている計画案の内容は、その提案内容にかかわるその他の手続きとどの程度の協議を踏まえておくべきかという点がございまして、

たとえば地元の区市との協議内容をどの程度まで詰めているのか、あるいは先ほどもちょっと事務局から追加で申し上げましたように、本会の文化財の指定にかかわる教育庁との詰めの問題等がございまして、

ここにつきましてはほぼ調整を済ませた計画内容とすべきではないかという意見もありました。一方、調整すべき事項を残した計画内容としたほうが、その後、計画の早い段階から都民等の意見を聴くという制度の趣旨に沿うものではないかという意見もありました。

なお、条例アセスをやる段階でも、関係者と事業者の間で合意を得ているという状態はなかなか困難で、全部整ったというような状態で条例アセスをやっているケースもレアなケースという状況になっているというところでございます。

このことにつきましては、本制度の目的、趣旨の再確認と合わせて検討する必要があるという点でございます。

それからもう1つ、都市計画案件を本制度の対象とすることについてという点もございませう。

次に2点目。都民意見を広く把握する方法につきましてでございますが、計画段階での意見把握の方法の改良。より広い範囲の都民意見を把握できるような本格的な方法を検討する必要があるということでございませう。

それから3点目が、条例アセス制度との関係。これは条例アセスのスコーピングの手続きを簡略化する場合の本制度の位置づけを検討する必要がありますという点、それから、総合アセス制度による手続き終了後策定される計画内容の把握方法などございませう。

最後、4点目でございますが、環境配慮技術指針の運用の問題でございます。

1つは環境影響地域の件。先ほども少しご説明しましたが、設定の運用方法の検討という点がございませう。これはやはり、環境にマイナスの影響を与える地域もございませうし、さらに今回は含めていなかったんですが、プラスの影響を与える地域ももちろんございませうので、これらをあくまでも総合的にとらえるような方向性というものが必要ではないかという点がございませう。

次が、計画段階での現況の把握の件。本制度では、地域特定の調査方法は、既存の文献や資料の収集を基本としているが、既存の文献や資料の収集方法や取り扱い方法についてさらに調整する必要があるという点でございます。

それから、計画段階における予測・評価の精度及び方法、あるいは比較評価の手法、これらについても、さらに充実を図る方向で検討する必要があるんじゃないかという点でございます。

大変説明が長くなりましたが、以上でご説明を終わらせていただきます。

清水会長 ありがとうございます。何か座長から補足することはございませうか。

磯部第1分科会座長 1点だけ補足させていただきます。

2番の予測・評価のところでございますが、いま最後に、予測・評価の精度の問題についてお話しいただいたわけですが、今回のように比較的計画の熟度が高いようなものを扱っている場合につきましては、より即地的に精度の高い現況の把握というものが必要だったのではないかというような意見が出されてございませう。

もう少し補足しますと、この制度では、既存の資料でよいというふうな書かれ方はされてはおりますけれども、より即地的な精度を高めるべきではないかという意見をいただいているということでございませう。

清水会長 ありがとうございます。それでは、いま第1分科会からのご報告についての説明をいただいたわけでありませう。

これにつきまして、各委員から質疑なりあるいはご意見なり、自由にご発言をいただきたいと思ひませう。どなたからでも結構でございます。よろしくお願ひをいたひませう。

磯部第2分科会座長 順番どおりやっていくとか、そういうことはございませうか。

清水会長 わかりませう。いまそういうご発言がありましたので、いまの説明は、幸ひにして大きく分けてありますから、そこで、この順序に従って、とりあえずやってみたいと思ひませう。

順番どおりに入りきらぬ問題もあるし、また後で戻っていただひても構わぬと思ひませうが、とりあえず1の計画案の説明の問題について、どうぞご質問なりご意見がありましたら、お願ひをいたひませう。

磯部第2分科会座長 まず、大変ご苦勞いただいた第1分科会の皆様に敬意を表したいと思ひませう。そして、全体の構成あるいは結論に関して基本的に異論がないの

ですが、内容的に非常に判断が苦しい、迷うことが多々あって、そんなすっきりい
かないというものであることは重々承知の上で、しかし、この審査会として、外に
報告書を出していくという観点から見ますと、またいろいろな意見を言われる方が
多いだろうなと思いますので、そういう観点から少し、さらに改善の余地があるか
なということで、そういう趣旨で申し上げるのですが。

最初の、1番の「計画案の説明について」と、その前の「審査にあたって」とい
うところにかかわるかと思うんですけど、結局、審査会のスタンスが問われる。いま
や時代が変わって、環境が大事であると。だから、都市計画で一たん決めたんだ
から、あるいは道路というのはみんなですべて使うんだから公共性があるって、もう
それで大義名分があるってどんどんいけるという時代ではないんだよというのは当然の
ことだろうと思うんですけど、そう言えば言うほど、しかし、それでどうなんだ、環
境を取るのか道路を取るのかという二者択一的な論点設定にこちらも拘束されてし
まって、本当に環境のほうが大事なのだと言い切れるならそれでいいんですけど、
道路も大事だということも言われるんですよね。都民として、道路網の有効性とい
うことに関しての理解が必要だということも言われるわけですから、結局両方言っ
て、どうなのよという感じになるんじゃないかと思うんですよね。

だから、道路か環境かという二者択一的な、私の誤解があるかもしれないけど、そ
ういう問題設定を越えて、道路も環境もというか、環境を重要な要素として含んだ
新しい公共性の概念というか、何かそういう説明の哲学というんだらうか、そうい
う新しいポリシーというものを打ち出せたら説得力が増すだろうと思うんです。し
かし、大変だろうとは思いますが。

最初伺った、審査にあたってのスタンス説明だとおっしゃったところが、結局どち
らも大事ですよと言っていることにとどまっているような気がしたことがあって、こ
れは後で説明を補っていただければいいのかもしれない。

それが1点と、「説明にあたって」というところで、より丁寧な説明が必要だとい
うふうに、これは注文として申し上げるんですかね。

それは結構なことだと思うんですけど、とりわけ社会経済的な要素が直接、この
制度の評価の対象にはなっていないということと、より丁寧な説明ということとは
論理的にリンクするのでしょうか。もっと社会経済的な要素についてより丁寧な説
明があれば、審査会としても、それをカウントしますよとかいうふうな構造に、そ
ういうことをおっしゃっているのか、それはちょっと別な話なのか、そこがややあ
いまいかなと思われるんですが。

とりあえず以上2点、大変むずかしいところだということにはわかるのですが、
スタンスにかかわると思いますので。

清水会長 いまの点は非常に大事な点だと思いますけれども、事務方のほうから、
とりあえずのお答えをいただければいいので、いまのポイントについて、ほかの
委員の皆さんからも何かご意見がありましたら、ぜひご発言をいただきたい。

永井委員、どうぞ。

永井委員 私も「審査にあたって」というスタンスのところは非常に大事だと思
いまして、お話しになった1つで、二者択一というふうにおっしゃいましたけど、全
体のトーンとしては、私の解釈では、やっぱり環境の時代であるということに
合わせるという感じですけども、そういうふうな書いておられると思うんです。

ただ、文章的にいうと、重要な都市施設としての道路といえども公共性という
ふうに、これは交通と公共性という意味合いでしょうかね。それをちゃんと書か
ないと、これからは環境も含めた公共性というふうなことを考えなきゃならないとい

ふうなことだとすると、ここだけ、この公共性がちょっと浮いてくる。説明不足という感じ。公共性の受け取り方にもよるんですけど、そういうような感じがいたしました。

それから前にもご議論ありましたけれど、これは環境についての計画段階のアセスですので、社会経済的な要素というのをどういうふうに盛り込めるかということは、このプロジェクトそのものが問われるところでしたよね。もっと横断的でやらなければいけないというご意見があったと思うので、この制度そのものに対しての疑問だということも書かなきゃならないところかなというのが1つあるかなという意見です。

以上です。

清水会長 同じようなポイントについて、ほかの方のご発言ございますか。

どうぞ、花房委員。

花房委員 やはり永井委員のおっしゃるように、議論の中で、社会経済性についての考え方というのが、初め、この環境アセスを起こしたときとだんだん変わってきているのではないかと、もうちょっと踏み込んだ発言があってもいいのではないかとというような話も確かにあったのですが、そのことについてはちょっと触れてないと思いますので、制度にかかわることではあるけれども、そのことについても、翻って入れ込む必要があるんじゃないかと思うんですけども。

清水会長 そういうようなポイントでしょうけどね。それじゃ、いままでのところで、事務局のほうから何かお答えがありますか。

小島課長 これは事務局のほうからお答えしたほうがよろしいでしょうか。

清水会長 いま、たとえば永井委員がおっしゃった、公共性というのはどういう意味で使っていますかと。

そのあたりで、ここで言う公共性は、道路としての公共性というつもりで実施計画者は使っていたのではないかとというふうに私は思いますけれども、私が言ったらしようなないので、そういうことかなと思って伺ったという、その程度で、まとめのほうは、もちろん委員の協議で最終的にまとめるわけですね。何かコメントがあったらおっしゃってください。

小島課長 環境と道路、たとえば環境と公共性の関係をどういうふうにとらえていったらいいのかというのは、審査会全体としてまとめていかれたほうがいいのかというふうに考えておりますけれども、少なくともこの記述の中で、公共性という言葉でイメージされているものは、道路の必要性、そちら側の意味に重きを置いた記述であるというのが事実だと思います。

それから、社会経済的なものの扱い方ということで、3人の委員の方、同じようなご意見があったのかと思いますが、一応試行の制度の中では、社会経済的なものについては、審査の直接の対象にはしませんというしくみになっているわけです。

そういうしくみで動いているということで、花房委員のお話は今回、こういう事例を経て、その扱いについて、どうにか何らかの改善をしたらどうかというご提案的なご意見というか、ご質問なのかなというふうに聞きましたけど、そういうものは第2分科会のほうに課題として、ある程度ご検討いただくような項目に分類されるのではと思います。

それともう1つ。事業の説明ということと、社会経済的なものとの関係はどのように考えたらいいのかというお話が磯部委員からあったと思いますが、その件につきましては、先ほどのご説明とも重なりますが、ここでの審査対象は、環境面からの審査ということで、実施主体からは採用可能な案として提案されてくるのですが、

そういう中で、社会経済的なものを背景にした事業の必要性とか、あるいはその課題みたいなものというのは、その部分で説明されないと、直接的には審査会も十分わからないし、提案された都民も十分わからないことになるわけですね。

そこで、もし社会経済的なものが評価されるような場がこの制度にあるのだとしたら、そういうことについてその後たとえば提示を求めたりすることが可能なのもかもしれませんけれども、このしくみの中では、そういう形で所与の条件として提出されてくるわけですから、その段階で十分な与件といいますか、関係するものがキチッと説明されながら案が提案される必要性があるであろう。そのところについてもう少し丁寧に、十分説明される必要があったのではないかと。

ですから、今後事業化を進めるに当たって、そのあたりを説明をしていく。そんなような意味合いで書いているということでございます。

磯部第2分科会座長 よくわかるんですけども、第2分科会で、今後の制度のあり方の問題として扱うべき問題だろうと思いますから、要するに誤解のないように書く必要は、おそらく、起草の段階ですけど、あるだろうと思ひまして、大体今のご説明で、そのとおりだと思いますし、結局、道路か環境かみたいな二者択一とか、環境という言葉が厳密に、きわめて縦割的に狭く解釈した上で、環境の観点だけでやるんであって、社会経済のことは考えないというような、そういう発想はもう越えなきゃならないという基本スタンスですね、

それをどれぐらいはっきり書くかはともかくとして、当然、環境という要素を十分含んだ公共性でなければならないというスタンスである必要があるし、いくら社会経済的な要素、それとして評価はできないかもしれないけど、当然われわれ、環境というものを考える場合の環境はかなり広めの環境なのであって、この事業はなぜ必要なのかということの説明として、社会経済的なファクターの側面も十分丁寧に説明しておいてくださいよということですよ。

そういう趣旨が揚げ足をとられないように、きちんと説明しておくことが望ましいかなという意見でございます。

亀山第1分科会座長 口頭でのご説明で、文章になっていないため、ちょっと受け取られ方が誤解されている部分もあったかと思ひます。磯部座長のおっしゃるような意味で議論をしておりました。

ただ、公共性という言葉はどこかにくっつけたという話ではしてなかったと思いますので、口頭で言われたところで、一部訂正しておく必要があるかと思ひます。

清水会長 それでは、また後でもちろんまとめという議論が必要ですけども、時間の関係もありますから、とりあえずここでの議論はそういう程度で、先にいきましょうか。

私の印象を一言言えば、いまアカウンタビリティということがありますよね。事業を説明する立場が、現に住民の意見を聴く会で説明をなさったわけだけでも、そのときのより丁寧な説明と、この丁寧ということの意味する内容について、いまの議論は大変重要な示唆を与えているように思ひますね。

そういうことを、仮にレポートを出すときも、どういう意味で、より丁寧なことなどを求めたかという意味内容がわかるような書き方が必要かなということでございますね。そんな印象を受けました。

それでは、その次に、これは先ほど座長さんからも補足的なお話があったところでございますが、予測評価の問題についていかがでしょうか。

ここについては、先ほどのメモでおっしゃっておられた委員のご意見が出ているわけですね。これも加味したところでご議論をいただければと思ひます。

いかがでしょうか。何かお気づきの点がありましたら、どうぞ。

それでは、私ちょっと伺いたいと思うので、よろしいでしょうか。

これはこの文章、字で書いてありますから、字にこだわって質問するということで、ちょっとつまらない質問かもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

まずこの1行目ですね。「予測・評価についてはおおむね妥当」と。この「おおむね妥当」という日本語は絶えず使われますけれども、これでどの程度のことが意味が間に合っているのか、あるいは間に合わないのかですね。

非常に十分だというかわりに、「おおむね妥当」という日本語で言う場合もありますね。

しかし、あまり合格点でないけれどもおおむね妥当というぐらいのところで、要するに黒白をはっきりさせないで言うときの「おおむね妥当」という日本語もあるように思うんですね。一体これはどっちのほうに近いのかということ。言葉の上で詰めるのも適当でないですけれども、そこらのところはどんなものでしょうか。

亀山第1分科会座長 第1分科会といたしましては後者のほうであって、これで十分ですというつもりでもないような、そんな表現なわけです。いろいろ不満なところはありますが、おおむね妥当かというような、わりと苦しい選択ではございませんけれども。

大坪副参事 ちょっと補足をさせていただきます。

現在定めております技術指針とかガイドラインに沿っているという意味でもおおむね妥当というような議論があったかと記憶しております。

清水会長 ということは、本件の場合で、いまの技術指針に杓子定規にこだわって答えを書いていくことには、ある意味でちょっと無理があるということでもあるような気がしますから、それはまた第2分科会のほうのご議論にもつながるかもしれませんね。

磯部第2分科会座長 亀山先生のニュアンスだと、純粹に、科学的に、正確さとかそういうことを考えると、あるいは岡本先生のファックスを拝見しても、もっとガイドラインにしろ技術指針にしろ改善の余地はあるという気持ちはあるけれども、そんなことを要求したら、これは事業者にとって相当な負担になるし、総合配慮としてはこんなものかということでしょうかね。

亀山第1分科会座長 これがいつも議論になるところなんですけれども、要は計画の熟度の問題でいうと、かなり即地的にはっきりしたものであって、この制度で本来考えているような、もっと熟度の低い段階でのことを想定してつくっているものでありますから、そうしますと、この指針でイメージしている、計画の熟度の低い段階のもので項目に対しては、項目としては確かに合っているわけですね。

ただ、内容的に見ると、熟度が高くなっているものに対して指針が合っていないというところがあるわけで、そういう点では、項目としては合っているけれども、内容的に見ていったときに十分だとは言えないだろうなというところが意見としては多いんですね。

そういう点では、これで十分ですというふうには言い切れないというものだろうと私たちは考えておりますけれども。

磯部第2分科会座長 審査会として一応責任を持って何らかの評価をするには足りる程度の情報が提供されているかどうかですよね。ポイントは、おおむねクリアしたと。

亀山第1分科会座長 というところでしょうか。つまり指針をつくった以上は、ある程度それに従ってやらざるを得ないということもございますので。

清水会長 そこらへんに問題のポイントがあるということですね。

それは(1)のほうの話ですが、(2)についてはいかがでしょうか。玉川上水の評価の問題ですね。特にございませんか。

これはこういうふうに抽象的に書いてあるんですけども、ご議論の過程で、A、B、C 3つあるけど、Cは問題にならないとか、Cを出すようなことはけしからんというぐらいの感情を込めたご発言もあったように思うんですけども、そういう面から見て、ここで言っている言い方は、要するにCについてはそのような趣旨で、まず言っているということと同義語だとしてよろしいのでしょうか。この言葉そのものは。

亀山第1分科会座長 そういう意味です。

清水会長 わかりました。

磯部第2分科会座長 3番のA、B、C案の評価に移ってよろしいですか。

清水会長 このところはいいかな。それじゃ、大きな3の「環境面からみた計画内容の意見」というところで、(1)の「各案について(その評価と課題)」とありますから、A、B、C 3案ありますね。それでは、どうぞ。

磯部第2分科会座長 いま言われたことで、C案はだめよというのは、結論に異論があるわけでは全くないのですけれど、A案とB案に関しては幾つかの項目を挙げて、Bが優れているとか、A、B同じとか言っていますよね。

その点、Cは、たとえば公害系項目に関してはどうこうという評価をされるまでもなく、1科目0点があると、ほかの科目はできててもだめなんて試験もありますけれど、要するにそういう扱いになったということなんですか。

亀山第1分科会座長 議論の中ではあったことはありました。ひとつひとつ、A案、B案と同じような評価の仕方があるという意見はありましたけれども、結論的にいうと論外だろうというふうな案ではないかというふうな、要は都の方針とずいぶん違った、かけ離れたものが出されているという点では、論外のような意見が強かったと思います。

そういう点で、書くべきか書かざるべきかというあたりは少し悩みはいたしましたけれども、これについて、この項目ではこうですというようなことを言うまでもないかなというふうなところで切ってしまったというのが、きょうの案でございますけれども。

磯部第2分科会座長 結論に異論はないのですけれど、評価というものの見た目の適正さの話なんですけど、そこはご判断、ご意見はいろいろあるかなと。

中井委員 いろいろなところにかかるので、ここで発言させていただくのが適切かなと思います。

まず最初に、検討報告をまとめられた第1分科会の先生方には敬意を表します。おおむねという言葉の適切性について議論はあるかもしれませんが、私も結論に異論があるわけではありませんが、1つ、先ほど磯部先生が最初に言われた、やはり従来の道路か環境かというような二項対立ではなくて、もう少しそれらを越えたところにあるような視点に立った上で、審査会があり、こういったしくみが、いま試行という中で動いているということなのでいくとするならば、ここでの計画案、A案、B案、C案の評価を、そういう二項対立的なところを越えたところにある案としてどう評価されるかというようなコメント的なものが私はあってもいいのかなと。

おそらくそういう意味で、C案は全くそういうところからは外れてくるということで、これは実は第2分科会の代替案をどうやってつくっていただくかというところと大きくかわってくると思いますけれども、あるいは1の「計画案の説明」で、

この具体的な案件に関していうと、3案に絞ったところで、なぜここで取り上げられていない代替案が、あるいは代替案がどういう理由で、検討の過程で落とされているかといったあたりが、まず1の「計画案の説明」というところでは必要なのかなど。

どれぐらい、環境も道路もという視点で、A案、B案、C案を、絶対的評価という言い方は、ちょっと私は適切な言い方ではないと思いますけれども、審査会の「審査にあたって」というスタンスから見た場合の、これらの案そのものに少し何かコメントを私はしておいたほうがいいのではないかという、ちょっとむずかしいコメントになるかもしれませんが、思います。

これは繰り返しになりますけれども、代替案をどうやってつくっていただくかという、第2分科会の大きな課題で、これは後ろの5のところについてしまいますけれども、「制度の調整が必要と思われる事項」の中に、代替案の作成にかかる事項というのがないので、それをご検討いただきたい。

論外というようなお話が出ましたけれども、およそどの項目を見ても、若干社会的あるいは公害関係の項目で少し、他の案よりもほんの少しだけいいというようなもので、要は代替案というのは普通、あるところは非常によく、あるところは悪くて、別のものは、それは裏返しになっているから代替案として成立するのであって、ほとんどすべての軸において劣位になるような案は通常、代替案と呼ばないはずだと思うんですね。それはおそらく第2分科会の問題だと思いますけれども。

ちょっといろいろなところに飛んで言わせていただきましたけれども、いずれにしろ少し、A案、B案、C案について、それぞれのコメントがあってもよろしいのではないかとございます。

清水会長 越えたレベルのコメントというと、ちょっと例示的な示唆が何かいただけますか。

中井委員 たとえば、ここまで言うとなんか言い過ぎになるのかもしれませんが、A案、B案とも、どちらかということと道路による影響と、それをどうやって緩和するかという観点に、ある意味で終始をしているようなところがあるので、むしろこういった玉川上水のような非常に貴重な環境を残しながら、道路というようなものを使っていく。

ここはひょっとすると何か提案であったり、アイデアであったりするかもしれませんが、そういったところの頭出しぐらいまでできると、審査会という、これは「計画策定にあたって」、4のところにもかかわってくるのかもしれませんが、というような気がいたします。

そういう意味では、B案というのが、玉川上水をできるだけ保全をしながらということで、例示ということになっているのかどうか分かりませんが、従来の緩衝帯的なところでの環境と道路を、これはちょっと越えたと言えるかどうか分かりませんが、そういった視点が含まれているといったようなことなんでしょうか。そのへんはもう少し議論しないと、私の中でもちょっと整理がついていないところです。

清水会長 ありがとうございます。

花房委員 C案について論外という話がありましたが、このところにはA案、B案、C案についてというふうにキチッと書いてあって、私は逆に、それはいいことだというふうに思っています。

なぜならば、C案というのが玉川上水を消失させる案であり、都のいろいろなものに合致しないということがキチッと書いてある、こういうものを出してきて議論にかけているということが、ある意味では反面教師のような意味合いを持って都民に

アピールできていると思っています。事業者のスタンスがどこにあるかということをおたちは逆に知ることができると思います。

議論の中で、A案、B案、C案についてというふうな話、そして、相対評価についてというふうに、平板的といったらあれなんです、そういうふうな形で評価して、それで終わっていいのかというふうなご議論もあったと思いました。

相対評価の案を見ますと、A案よりB案のほうが、より環境への影響を低減できる。C案は玉川上水の歴史環境保全地域指定の趣旨と合致しない。これはもう簡単といったら何ですが、だれが見ても明らかではないか。アセスをかける必要が逆にあるのかと思うくらい拍子抜けするような終わり方ではないかと思うので、そういういろいろな議論があったことについてもうちょっと書き込んでいただくといいかなと思っています。

柏木委員 この総合アセスが、たとえば事業の計画から実施に至る決定プロセスの中でいかに規制力を持たせるかというのが1つの課題だろうと思っていて、そうすると、相対評価では、ある意味では、だれが見てもお金をかければいいのができて、緑地帯を増やせば、それはいいのができる。

そうすると、B、A、Cという相対的な評価になってしまうと、順位がつけられたからといって、意思決定のときに、あとは社会経済的な評価をどうやって整合性を合わせるかという話になってきますから、規制力があまり出てこないと思うんですよ。

それで、できればこの総合アセスの評価を足切り評価のような形にキチッと持ってきて、これだけは環境の観点からは採用すべきでないといいますが、そうするとかなり規制力が出てきて、残ったものの中で二重丸、丸がついていけば、たとえばこれだったらCが、一応環境アセスの観点から却下できるというぐらいの規制力が持たせられないのか否かという質問なんです。

あくまでも相対的に1、2、3であれば、すべてがクリアされていて、ここの環境総合アセスの評価と、ほかの諸条件の評価と一体にして、事業者は意思を決定していくんだと思いますね。

清水会長 いま柏木委員のお話を伺って、私ちょっと思いましたのは、最初のところで、環境か事業かという二項の対立というような構図を越えたところで考えたかどうかというような、そういう哲学が必要だということがありましたよね。

それにすぐ答えになるというわけでもないと思うんですけども、いまのは環境の側から、ある時点に立っていて、来る相手を、ここから先というか、上というか、あとは通さないよという意味で、規制という言葉を使っておられるわけですけども、これはまた制度をご検討されているほうで、大変重い課題を背負うことになるわけですけど、いまそういうご発言があって、ちょっと似たようなご発言のような印象を受けたわけですね。

松田委員 3の(2)になると思うんですけど、相対評価について、つまり私は最初、相対評価になるというような予想が全くなかったものですから、結果的に相対的に評価しなきゃならないというふうになったなと思うんですけど、相対評価というのが、学校の児童生徒の成績でもよく言われるように、全部水準が低い中、あるいは全部水準が高い中で相対的に評価するということになりがちなわけですね。

これは結果的に相対評価に誘導されたと思うんですけども、その評価するための基準になるデータ、これは岡本委員も言っているんですけども、私ももうちょっと、いまこのような時代だから、パソコンを使っているんなシミュレーションをして、新しいデータで判断できるのかなと思ったら、そうじゃなくて、結果的

に相対的に評価しなきゃいけないということになったんですが、ずっといろいろな議論を伺ったり、自分も意見を言ったりしながら思ったのは、環境というものに対する考え方が各自ずいぶん違うのではないかと。

私は環境といえば、もちろん自然環境もそうですけれども、生活環境とか、あるいは社会的環境というの、いまは環境の中に入るんだろうと思うんです。

そうすると、そういう発想からみると、道路か自然保護かという二者択一にはならないんじゃないかと思うんです。私は。

そういう、環境というのをどう考えるかという議論がもしかしたら足りなかったのかなという感じがありまして、ちょっとそのへんも加えていただきたいなということで、相対評価についてもうちょっと、(2)「相対評価を行う際の考え方」というのもう少しコメントが欲しいなと。

以上です。

雲野委員 相対評価ということであればB案がよりベターだというのは単純明快、先ほどもおっしゃっていたとおりなんですが、議論の過程の中で、A案、B案、C案では、これはとてもじゃないけど、もうちょっとよりいい代替案ができないか、A案、B案、C案を全く白紙に戻すことはできないのか、そういう議論まであったと思うんですが、そのときに事務局のほうから、実施主体としては実施可能なA案、B案、C案を持ってきたと。だから、こういう制限があるんだということをたしかおっしゃられたと思うので、そうなりますともう枠がはめられたようなもので、いろいろ議論されても、結局、A案、B案、C案の相対評価で、こういうことしかできないのかなという無力感みたいなを感じるわけなんですけど、議論の過程をもう少し、最後のところで、先ほど花房委員もおっしゃっていましたが、具体的な議論の中身もぜひつけ加えてほしいなという感じがいたします。以上です。

清水会長 どうもありがとうございました。

磯部第2分科会座長 ちょっと法律家的なことを申しますが、C案が、いわば代替案の実質的な資格を欠いていると中井さんがはっきり言われたように、これは代替案じゃなくて論外案だ、却下だというのも強烈なメッセージでしょうから、それはそれで1つの選択だろうと思うんですけれど、私はちょっと法律論的に気にしたのは、試行制度とはいえ、一応公的な審査会の審査手続きで受け取っているわけですね。案として代替案3つ。

その段階で却下しているならともかく、その3つを評価して、結果はこうでしたという場合に、一応同等に扱われて答えが書いてあるという、いわば形式ですけど、そういうものが整っているほうがいいのかと。これは法律家的発想かもしれせん。

しかし、調べてみたら、これは論外だったということを書くということも、試行ですし、許されるかもしれないんですけど、ちょっとそこは判断が必要だなと思いません。気持ちはよくわかるんですけど。

清水会長 それでは、そこは一番深刻な議論がいま出ているわけですけども、その次に議論を進めてみたいと思います。

4番の「計画策定にあたって」ということですね。この部分についてはいかがでしょうか。同じような問題がまたここへ出てくるわけですよ。

花房委員 1つお聞きしたいんですけど、「計画策定にあたって」の「総合判断にあたって」という中で、「社会経済的側面とともに十分配慮し」というのは、ある意味で生活圏の分断についてということも入れ込んでいくんでしょうか。

清水会長 そのところについてはどちらから。

亀山第1分科会座長 社会経済的という言葉の意味の取り方がすごく広がるので、そういう点ではさまざまな誤解を与える可能性があるだろうと思いますので、いま言われたような点をもうちょっと考えて、きちんと書き込んでおいたほうがいいだろうと思いますね。

永井委員 いろいろな思いはあるんですけども、なかなかこの枠組みの中でどういうふうに書いたらいいのかちょっとわからないので、ちょっと補足的に。3のところの総論なんですけれど、私たちが歩いた実感みたいなものがありまして、「計画地の現況は玉川上水の存在など、比較的閑静な住宅街」となっているんですが、同時に私は、遊歩道としても、生活環境とは非常に貴重なものであるということあたりをちょこっと書いておいていただけるとうれしいかなと。よろしく願います。

清水会長 ありがとうございます。

雲野委員 「この計画策定についての事業の必要性についてのさらなる説明」というのがあるんですが、これを実際に書き込むとなると、どういう具体的な表現が必要なのかなということもちょっと考えているんですけども、この点どんなものでしょう。

たとえば杉並区からの報告でも、住民の意見をもっと尊重してほしいとか、これは三鷹にしても世田谷にしても同じだと思いますが、審査会の取りまとめの中で、「この事業の必要についてのさらなる説明」という抽象的な言葉で表現されているので、その具体的な内容というのが非常にむずかしいと思うので、どの程度触れたらよろしいんでしょうかということも、自分でもよくわからないので、お聞きしたいんですけども。

清水会長 これは第1分科会のほうでどういう表現を、ここに整理されているわけですね。

雲野委員 そうなんです。いろいろ出たと思うんですけども、確かにこれだけでは、全然住民は納得してないじゃないかという議論になったんですよ。

そのときに、たとえばB案が一番ベターだというような結論になって、じゃ、それを条例アセスなり何なりで今後進めていこうという段階で、総合アセスとしては、その前に、たとえば住民に、せめてこの程度の説明はやってほしいとか、そういう表現を入れてもいいんじゃないかなという気はするんですけども。

亀山第1分科会座長 要は事業の必要性、あるいはこの案がつけられてきた経緯についてより詳細に説明をして、住民の方々、都民全体の理解が得られるように努力をしてほしいという表現以上にどういうふうに書き込めるかということがむずかしいところですよ。具体的にこれをこういうふうに書けというふうに言えるかどうかですけどもね。

何かうまい表現の仕方というのがありますでしょうか。

清水会長 私も道路についてわからない点が多いんですけども、ここに道路の幅を広げたものをつくるというのがこの事業なんですけれども、この事業の必要性というのはここから出てこないんですね。主としてこっちとこっちの流れをよくするという、道路のネットワークといいますが、その面から見て必要だということが必要性の中心でしょうね。たぶん。

問題は、通られる地域あるいは地域の住民、そういう立場から見て、この場合には史跡があるから、史跡の立場からもひとつ言いたいことがあるわけですね。史跡に、もし人格があれば。

そういう議論ですけど、それは発言がなくてわかって話で、問題は地域か

ら見てどうかと。

もともと道路というものは、つながっていくところに道路という価値があるわけで、必要性というの、そういう意味で道路をつくりたい。事業局のほうの言う必要性というのはそういうことでしょうか。そうでもないですか。どうやってそれを説明するかということです。

大坪副参事 いま道路一般についての会長のご認識のご説明があったと思いますが、ただ、都市の中の道路ということになりますと、事務局からちょっと補足説明をさせていただきますと、沿道の利用といいますか、すぐ前に道路があることによって、たとえばある程度高い建物が建てられるとか、少なくとも家を建てる時は、前に道路がないと建てられませんので、そういう面では、そういう要素ももちろん、これは都市の道路に限らないとは思いますが、沿道利用という観点はもちろんあります。

ただ、非常に高度な商業地のような場合はどんどん高いビルを建てて、土地の利用増進を図って収益を上げていくという、経済性の観点からも非常に重要なポイントがあるんですが、試行対象となっている当地域は比較的閑静な住宅街という特色もございます。

ちょっと補足で説明させていただきました。

清水会長 そこで私、思うんですけども。つながるという面の必要性はあるんだけれども、同時に、地域の道路という面もある。

地域の道路というのは、地域の個人の生活上の意味もあるし、商店街もあれば、そこへ来る貨物の搬送もあるとか、殊にいま車時代だということであれば、地域の中だけで動く車のニーズもたくさんあるということなんですね。両面ある。そこをやはり、必要性という説明のときには、わかるようにちゃんと説明をする必要があるんじゃないかということ、いまのお話から私は感じましたね。

それでは、あと、そのほかの観点ですね。「計画策定にあたって」というのがあって、(2)の「条例アセスメント及び事業実施段階で配慮を望む事項」というあたりまで含めていかがでしょうか。

松田委員 (2)のほうですが、「いわゆる間接的な影響について」とありますけれども、こういう間接的な影響ということも考えなきゃならないということが非常に大事になってきていると思うので、これを1項目立てるのは非常にいいことだと思うんです。

さっき、中央道とか甲州街道との合流点などの地域がどうなるかということ、それで、そのことによって、その合流点の自然環境もあるでしょうし、生活、たとえば児童生徒の登校なんかどうなるのかなという感じがしますし、逆にマイナスだけじゃなくて、プラス面もあるんでしょうし、ぜひ、これからの環境アセスということで、間接的な影響というのを具体的に書いていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

亀山第1分科会座長 間接的な影響という表現がこれでいいかどうかということもあるんですけども、間接というの、何か変な表現かもしれませんね。

つまり設定したエリアがあって、そのエリアから外れている部分のところをもっと考えなきゃいけないというわけで、エリアの設定の仕方が悪いと言われればまさにそうなんですよね。

そういう点では、それを間接だという言い方はちょっとおかしいようには思っておりまして、まだ、これでいいかな、むしろ何かもうちょっと別な表現があればというようなところで出している案です。

私としても、間接的な影響という言葉が妥当かどうかという点はありません、もう少しいい表現の仕方があるだろうとも思いますが。

清水会長 事業の隣接地が受ける影響なんですね。

亀山第1分科会座長 そうなんです。だから間接じゃないんです。

清水会長 間接という言葉の使い方によってはね。直接影響というのは、事業そのものの目の前のところの影響だし、隣の地域は、そこからは違うから。

亀山第1分科会座長 隣も直接影響を受けるんですから、間接影響とは言わないかもしれない。

松田委員 自分たちが当事者になるというふうに思われている、その隣接する地域の人たちも本当は問題があるんですよということですよ。

亀山第1分科会座長 そういうことなんです。ですから、これはもうちょっといい表現にしないといけないだろうと思っております。

中井委員 4の(2)の「条例アセスメント及び事業実施段階で配慮を望む事項」という言葉なんですけれども、中身は、これは実は計画策定で配慮してほしいということで、別に事業実施段階みたいな、後ろで考えてもらうべき話ではなくて、むしろいま考えてもらう話だと思うので、ちょっとこの表現が、わざわざ(2)というのを立てる必要があるのかどうかということで、むしろ「計画策定にあたって」の中で、プロセスとして配慮してほしいことと、内容として配慮してほしいことというような分け方にされてはいかかというご提案でございます。

清水会長 なるほどね。それはいいご指摘かもしれませんね。

磯部第2分科会座長 4「計画策定にあたって」というところが、この検討報告というか、審査会報告の、いわば結論部分になるということなのですか。つまり判決ならば判決主文に当たるようなものが何か書かれるということなんでしょうか。

「総合判断にあたって」という、(1)の最初の項目ですが、きっちり総合判断してくださいと、それが主文ということに。

亀山第1分科会座長 でしょうね。環境配慮に対する中心的な部分だろうというふうに考えられますけれどもね。

磯部第2分科会座長 そうですね。ですから、そういうような形式を整えたほうがいいような気もするんですけれども、しかし、そこは今後、試行がさらに続くのか、本格になるのかわかりませんが、総合アセスの結論はこう出たという形、どういうイメージなのか、そこはまだ確定できないなら、後のほうに送っていただくということもあるのかもしれないですけど、そういう形式の問題が1つ。結局、そこでもっと、この答申の内容も配慮して、より環境に配慮して総合判断してください、A案になるのか、B案になるのか、B案が一番いいと言っているようなわけですから、B案を原形にしつつ、さらに改善を加えてというメッセージが伝わるというわけですね。

亀山第1分科会座長 これも表現があまりいいと思えないところがあって。

ただ、この計画策定という言葉に縛られていたのは、実はこのパンフレットなんかでも書かれているんですが、要は、たとえば基本計画の立案があって、総合アセスがあって、基本計画の決定というような表現をしているところがあるんですね。

そういうのに縛られると、「計画策定にあたって」という表現にもなるんですけれども、一体計画策定とは何なんだと言われますと、特にこれが計画策定ですと言えるものはないですね。制度上は何もないのです。要は、たとえば都市計画決定をするとか、そういうようなことをきちんと意識して使っている計画という言葉ではないんです。そこが非常にあいまいな言葉なんですね。

ですから、「計画策定にあたって」という表現じゃない、もう少し別な表現のほうがよいかとは思いますが。

計画という言葉が持っている、都市計画みたいに、法定計画なんかできちんと厳密に使われるような場面を想定していただくと困るなと思うんですね。

ですから、もうちょっと別な表現があったら、そのほうがいいだろうとは思いますが。確かに。

清水会長 そのへんはもう少しよく、また文章をまとめる段階でご検討いただければと思いますね。

それでは、最後の「その他」についてはいかがでございましょうか。

磯部第2分科会座長 これは全部が第2分科会への宿題になるということならば、「その他」というのはちょっと失礼ではないですか。試行を受けての今後の展望ですよ。

亀山第1分科会座長 そうです。おっしゃるとおりですね。

清水会長 そうですね。はい、それではそれは考えることにして。中で言うべき事柄としては。

磯部第2分科会座長 全部入っていますね。

清水会長 足りないというあたりはないと。代替案の作成のようなことをここで書いてほしいというようなご意見もございましたが。

中井委員 制度の調整の中で、ここでいう、いままでの採用可能なというものの中身を、ガイドラインのほうにたしか書かれていたような気がしますが、少しその見直しも含めて、代替案の策定にかかる項目みたいなのは、ちょっと制度の調整の中で議論をしたほうがいいかなという印象は持ちました。

磯部第2分科会座長 事務局にお伺いしますが、「その他」で書いたことを第2分科会で討議して、検討して、一定の結論が出せそうな話と、本当にもっとむずかしい根本的な話といろいろあるんだろうと思うんですけど、そのへんはやれそうなのか、結論が出そうなことをここに書くということですか。

もっと何でも、とにかく問題として意識されたことは4に書いておいて、第2分科会としてやれることは、第2分科会の判断で取捨選択していいという割り切りでいいんですか。

小島課長 ここに掲げているのは、今回の放射5号線の試行を通じて、こういう制度的な検討を要する事項としてあるのではないかなと。それは第2分科会で検討していただければということですが、第2分科会の検討の項目としては、これだけではなくて、もう少し別の観点からも検討すべき事項があれば、それは第2分科会のほうでご検討いただきたいというふうに事務局では考えておりますが。

磯部第2分科会座長 そのほうがいいと思いますが、時間的にはどうなるんですか。この文章が確定して、起草作業があるんだろうと思うんですけど。

小島課長 これは後ほどまたスケジュールでご説明させていただきたいと思うんですが、3月中に答申を出していただければというふうに考えておりますが、こういう内容で答申が出てくれば、この項目について第2分科会のほうでご検討いただきたいということで、事務局のほうから第2分科会のほうにお願いを具体的にしたいなと考えておりますが。

磯部第2分科会座長 わかりました。

たとえばやれるかどうかわからないですけど、総合アセスと条例アセスという2本立てになっていますけど、もう1段高いところで合わせて、2段階アセスというのが、もう1回整理してみるとか、そういう課題もあるなと思うんですけど。や

れるかどうかわかりませんけれど。

清水会長 そのほか、全般にわたって何か。

永井委員 とにかくこのケースの場合は本当に、ここにも書いてありますように、かなり事業実施段階に近いところであるところがあるわけですね。これをつなぐということで、どのくらい緩和されるかということなんですけど、もちろん消防車が通れないとかいろいろな問題があって、ここにも、いいんだと書いてありますが、ここをつなぐことだけでもかなり緩和されるかなという感じがあるんですが。

これは環境アセスの範囲ではないけれども、制度の調整じゃないですかね。これを踏まえてどういうふうになるかということの範ちゅうの中に、想像力の問題として、考えていいのかどうかですね。

つまり計画決定というのは何年でしたっけ。ずいぶん長くたっていますよね。最近では、なかなか実施できなかったことは改めて見直してみるというような態度もありますし、それから、具体的にB案になると、また、結局、更に土地の取得などありまして非常にお金がかかるという問題もあるので、考える余地というのがあるのかなという感じがするんですが、

これは非常に枠を外れた議論であれば削除していただいて結構ですけども、そんな感想を持ちます。

清水会長 どういうふうにお考えになりますか。事務局で何かご説明ができますか。

小島課長 一応この試行のしくみの中では、採用可能な案として出されているという枠の中で、いま審査をいただいているというのがあります。

いまおっしゃったのは、ルートの変更ということとか、あるいは途中までということですよ。そこの部分というのは、先ほど話題に出ている代替案の策定の仕方というところにも関与するでしょうし、もう一つは、採用可能な案というものを提出されたわけですけども、それに至る経緯の部分で、どういう状況の中で、採用可能な案というものがこうだったんですよということが仮に説明がされていれば、いま、こういう案はどうなんだろうと言った部分が、もしかしたら疑問がなくなるかもしれません。

ですから、そんなようなところというのが、一応いまの試行の制度の中では、そういう説明の問題であるとか、代替案の提出の仕方というところに整理されるのかなというふうに、いまのこの制度の中では考えられますが、もう少し広いところでおっしゃっている、制度そのもののあり方とかいうことになる、もう少し議論を広げて検討する必要があるのかなと思っていますが。

永井委員 この意見は事務局のご判断にお任せしますけど。

小島課長 いまの説明は非常に、いまの試行のしくみの中でご説明させていただいたので、ご納得されないというか、十分ではないと。もっと大きいことを言われている感じがするので、十分ではないかもしれませんが、一応しくみの中ではそういうふうになっていますということでございます。

清水会長 たぶんそういうことでしょうか。あえて言えば、冒頭のところで「3案に絞った計画策定プロセスについて、より丁寧な説明」という言葉がありますけれども、このプロセスの説明というときの、いわば、いま永井委員は、そうではなくて、こういう点はどうだったのという質問に該当するということですね。

そういう意味では、実施主体の説明のときにも、トンネルなんてのがあったですよ。そういうことですね。

ですから、いまそういうことを抜きにした範囲のもとで議論が進んできたということでしょうかね。

ですから、より丁寧な説明ということはおのずから限度があるけれども、しかし、この制度の、したがって対象とか何かありますけど、そういうところにも波及する可能性があるかもしれませんね。

しかし、いまの永井委員のご質問を載せるか載せないかという問題は、後でまたちょっと検討させてください。

永井委員 わかりました。

清水会長 それでは、時間も少なくなってきましたが、もう1度振り返ってみて、ぜひこういう点をもう少し明らかにしてほしいとか、こういう点はということがありましたら、どうぞ。

きょうたまたま森田委員がいないんですけど、森田委員は、さっき中井委員がおっしゃりかけたことの具体的な例を、たしかいつかのときにおっしゃっていましたし、永井委員もおっしゃっていたことがあるんですけども、積極的な、よりいい環境をつくるための案を提案したらどうかというようなことをおっしゃっていましたね。森田委員は。

それはすぐというわけにいかない面もあるわけですけども、そういう意見もあったということを書くことはもちろん可能なのではとも思いますけどね。

全体を振り返ってみて、二者択一的な、環境か事業か、昔は環境か経済かという言葉で言われていましたけれども、その段階から、いまはもう少し環境を大きくとらえろとか、あるいは環境の価値が高まってきた、その段階でということなんですけれども、環境の価値が高まってきたということはあっても、なおかつ生存して、都市の経営なり運営をしていく上での、やはり必要なことということも最低限あるということでしょうから、その間の調和をどうやって図るかということ、それが、既定計画がガチッと決まっちゃって何十年もたった後で、これを総合アセスの対象としてひとつ勉強してみてくださいというのが、われわれがいま与えられた課題ですから、これは与えられたほうが、お聞きのように大変悩むわけでございますね。そういうことであつたと思います。

しかし、私、思いますのは、やはり既定計画の見直しということがいまいっぱいありますね。公共事業の見直しということで。あれは主として財政のほうから来ていると思うんですけども、しかし、いずれにしても、環境の面からの見直しということは必要だし、という意味においては、適用対象にする時期が遅いからつらさがあるといっても、じゃ、総合アセスというような、事業実施段階のアセスの前のもう1つの手続きというものはもう無理があるからやめにするかということ、向こうはただフリーパスでいってしまうだけだということになりますので、やっぱりそういうことはよくないだろうというか、そういう時代ではないということでしょうね。

だから、非常に苦いことを言うことにはなるにしても、そのトンネルは通っていただかざるを得ないかなということでもありますけれども、トンネルが詰まっちゃうというのもちょうと、通れないということがあるので、そのへんのところをよくみんな相談をする必要があるかなというふうな印象を受けましたけどね。

大崎さん、いかがですか。

大崎副会長 やればやるほどむずかしくなってくるなという感じを持っておりますけれども、第1分科会でいろいろご検討をいただいたということに対しまして、亀山座長以下皆さんに、私からもお礼を申し上げたいと思いますし、これを具体的にどうやって実施に結びつけていくかということでは、第2分科会の磯部座長以下皆さんにご苦勞をいただくということになると思いますので、事務局としても、これを都政の中でどういうふうにかかしていかしていくのかということ念頭に置いている

準備をしていただく必要があるのかなと思っています。

そもそもは、まちづくりをどうやって進めていくかという側面で、その中に環境問題をどういうふうに取り入れていくかというようなところからスタートしていると思いますけれども、やはり事務的には依然として環境行政、都市計画行政という別々の分野でやっていくというしくみがあるわけですし、そういったことでの、都政を総合したときに、それをどういうふうにまとめていくかという、いままでの経験でいうと非常にむずかしい問題を含んでおりますので、そのへんも念頭に置きながら、これはこれとして、その後どういうふう具体的に進めていくかということについても、すでにいろいろお考えのことだと思いますけれども、十分ご配慮をいただきたいなと私としては思います。

以上です。

清水会長 ほかにいかがでしょうか。

これは会長としての発言ではございませんが、私の、長い間環境問題にかかわってきたことからの個人的感想として申し上げれば、現実というものは、生きて存在していると、これがどうしても必要があって動いていくという面があると同時に、環境というものがますます大事だということ、あるいは、その中で健康というものはやはり非常に大事だと。

さっきの最初のお話の中で、可能な限り最大限に配慮するとか尊重するという日本語がありましたけれども、こういうのが、事業をやるということを前提にしておいたところで、可能な限り環境のほうの影響に配慮するというところでやるのかどうか。いや、そうじゃない、環境のほうを前提にしておいて、事業が可能な限りできるようにしてやるということなのか。これは言葉でいえば、結局どちらかということになるんですけれども、従来はとかく経済なり事業のほうは進んでいく。動く。可能な限り環境に配慮してやりなさいという言い方で、これは言葉の遊戯みたいな面もあるんですけれども、どちらを基準にして考えるかという問題があって、それがなおかつ、きょうのお話でもきわめてむずかしい。両方を越えた上で哲学を持つてというのは、言葉としては言えますけれども、具体的に、その哲学はということか。

私の経験から感じましたのは、もう1つの解決の鍵は時間とお金なんですね。環境については、という感じはありますね。

だけど、それも具体的なケースについて、時間なりお金なりが一体どうかということになってきて、最後の最後までいっても、なかなか答えを100パーセントの形で決めるということはむずかしさが残るということかもしれませんね。

ですけど、その過程で大事なことは、やっぱり関係する人に十分よく説明をして理解をしてもらうという努力はとことんすべきだという印象を、いままで私、いろいろなことで悩まされてきましたけれども、感じていますね。

少し個人的な感想として申し上げました。お許しいただきたいと思います。

さて、それでは、いまの第1分科会からの報告についての協議は、きょうはこの程度にさせていただきたいと思いますが、この報告の内容や、本日、委員の皆様からいただいた意見等を踏まえて、今後、審査会として、放射5号線等の配慮書にかかる答申をまとめていかなければいけないと思います。皆様方、それによろしゅうございますね。ありがとうございました。

さて、そこで、そのために、言うなれば手続的な表現ですけれども、今後の答申の起草作成ということがあります。当審査会としての答申を作成していくこととなりますが、その起草方法について、私のほうから提案させていただきたいと思います。

答申の起草に当たりましては、当初、第1分科会の中で進めていただくことを考え、

事務局からそのような内容を、1月25日の第3回第1分科会で説明をしてもらいましたが、本日、答申内容の方向性がおおむね確認されたと思われまので、今後は実質的な答申の起草作業を進めていきたいと考えております。

今後、第1分科会の中で議論に加わっていただいた委員及び項目検討委員の皆様の中から、座長でいらっしゃる亀山委員とご相談させていただいた上で、起草委員を選任、指名させていただき、答申の起草をお願いしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

清水会長 ありがとうございます。なお、起草委員として指名させていただいた折には、大変お忙しい中とは存じますが、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、大崎副会長、亀山委員、各審査会委員の皆様や私などと調整を図りながら、実質的な起草作業を進めていただきたいと考えております。

審査会答申の起草に当たりましてはこのように進めてまいりたいと思っておりますが、皆様にはご了承いただけますでしょうか。

(「賛成」という声あり)

清水会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

今後起草委員に指名させていただく委員の皆様には、大変お忙しい中とは存じますが、ぜひお引き受けくださいますよう、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは最後に事務局のほうから何かございましたら、お願いいたします。

小島課長 それでは今後のスケジュールなどについてご確認をさせていただきます。

ただいま会長からご提案もありましたように、審査会答申の起草に当たりましては別途、会長からご指名いただく起草委員の皆様に起草作業を行っていただくことになるということでございました。

事務局におきましては、起草委員の指名がなされた後に、起草委員の皆様のご予定等をお伺いしながら、具体的なスケジュール等を調整させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

清水会長 ありがとうございます。そのほか何かお気づきのことがございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。特にございませんでしたら、本日の審査会はこれで終わります。委員の皆様におかれましては、今後の答申作成に当たりましても引き続きどうぞよろしく願いを申し上げます。

本日は皆様、長時間どうもありがとうございました。